

障害者総合支援センターの概要について

1. 施設概要

障害者総合支援センターは、新市建設計画事業として平成 20 年度に基本設計及び実施設計、平成 21、22 年度に建設工事を行い、平成 23 年 5 月 6 日に開館した施設である。

平成 25 年 8 月 9 日開催の西東京市使用料等審議会において、現行使用料を据え置く旨報告し、現在に至っている。なお、平成 27 年 10 月から指定管理者制度を導入し、医療法人社団薫風会が生活介護事業所以外の施設を管理運営している。

- (1) 名称 西東京市障害者総合支援センター
- (2) 位置 西東京市田無町四丁目 17 番 14 号
- (3) 建築年 平成 23 年度
- (4) 建物概要
 - 敷地面積 2,308.41 m²
 - 建築面積 1,333.61 m²
 - 延床面積 4,098.45 m²（うち本体 4,081.23 m²）
 - 構造・規模 鉄筋コンクリート造、地上 4 階及び地下 1 階
- (5) 施設機能
 - 障害の種別に関わらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、就労支援センター、地域活動支援センター、生活介護事業所を併設し、相談事業を行う施設である。
- (6) 施設内容
 - 1 階 相談支援センター、就労支援センター、喫茶コーナー、交流スペース、生活訓練室、防災倉庫、屋外広場等
 - 2 階 地域活動支援センター、情報コーナー、会議室 A・B・C
 - 3 階 生活介護事業所、多目的室
 - 4 階 生活介護事業所
 - 地階 雨水貯留槽、防火水槽、防災倉庫、機械室等
- (7) 利用時間等
 - 午前 9 時～午後 9 時 30 分
 - ※休館日：祝日および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (8) 貸出施設
 - 市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらを含む団体に対し、次の施設を貸し出している。

区分	施設名	面積	定員	備考
有料施設	会議室A	111.6 m ²	42名	会議、懇談、学習等
	会議室B	63.8 m ²	24名	
	会議室C	62.5 m ²	24名	
	多目的室	201.3 m ²	72名	会議、催し、軽運動等
無料施設	交流スペース	130.9 m ²	—	展示会等
	作品展示スペース	17.9 m ²	—	

2. 貸出施設（有料施設）の利用状況

貸出施設の使用は、原則有料であるが、障害者の利用、障害者の福祉の充実や社会参加の拡大につながる活動をしている登録団体については、使用料を免除している。

施設名	時間帯別利用件数(件)				利用可能件数(件)	利用率(%)	延べ利用者数(人)	利用可能日数(日)	一日平均利用者数(人)
	午前	午後	夜間	計					
会議室A	212	245	158	615	1,029	59.8%	8,585	343	25.0
会議室B	185	250	84	519	1,029	50.4%	5,021	343	14.6
会議室C	195	216	84	495	1,029	48.1%	4,524	343	13.2
多目的室	217	326	216	759	1,029	73.8%	17,338	343	50.5
合計	809	1,037	542	2,388	4,116	58.0%	35,468		103.4

※利用率＝（利用件数／利用可能件数）×100

※市及び指定管理者主催事業を含む。

3. 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）に基づき、使用料の算定を行い受益者負担の適正化を図るものである。

障害者福祉施設にかかる受益者負担割合の区分については「選択的で非市場的なサービス」に分類され、受益者負担割合を主に30～70%とするものである。

資料2「使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料3「障害者総合支援センター使用料算出表」のとおり算出された。

現行の使用料は、上記原価計算に基づく受益者負担割合の適正範囲内にある。

4. 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

資料4のとおり、市内施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、全日利用時の使用料を利用可能時間で除した1時間あたりの使用料で比較したところ、市内類似施設（エコプラザ西東京）との料金設定はほぼ同水準である。

また、近隣自治体と比較しても、同規模の類似施設とは使用料設定に著しい乖離は見られない。

障害者総合支援センターの使用料については、原価計算結果に基づく適正価格を踏まえ、近隣自治体の使用料の設定状況を比較考量した結果、現行の使用料が妥当であ

ると考える。

5. 検証の結果

以上のことから、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成 27 年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、障害者福祉施設の受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の状況等を踏まえ検証を行った結果、障害者総合支援センターの施設使用料については現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。

なお、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率改定の際には、消費税相当分の使用料転嫁について、改めて検証を行うこととする。